

# 江東区公報

## ◎告示(監)

令和7年度第1回定期財務監査の結果について(11) ..... 13

## 目次

### ◎規則

江東区保育費用徴収条例施行規則の一部を改正する規則(62) .....	2
江東区認定こども園及び家庭的保育事業等における保育費用に関する規則の一部を改正する規則(63) .....	2
江東区建築基準法施行細則の一部を改正する規則(64) .....	2

### ◎訓令

江東区職員の育児休業等に関する規程(13) .....	5
-----------------------------	---

### ◎告示

行旅死亡人の告示について(349) .....	9
指定納付受託者の指定について(351) .....	9
指定納付受託者の指定について(352) .....	9
保管自転車の処分について(令和7年8月上期)(362) .....	10
指定地域密着型サービス事業者の指定について(372) .....	10
指定地域密着型サービス事業者の指定について(373) .....	10
建築基準法第42条第2項の規定に基づく道路位置の取消しについて(374) .....	10
保管自転車の処分について(令和7年8月下期)(375) .....	10

### ◎告示(教)

令和7年第8回江東区教育委員会定例会の招集(11) .....	11
江東区無形文化財の指定解除について(12) .....	11
令和7年第9回江東区教育委員会定例会の招集(13) .....	11

### ◎告示(選)

選挙人名簿からの抹消(37) .....	13
選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び6分の1の数(38) .....	13

規	則
---	---

江東区保育費用徴収条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年8月29日

江東区長 大久保 朋 純

◎江東区規則第62号

江東区保育費用徴収条例施行規則の一部を改正する規則

江東区保育費用徴収条例施行規則(平成21年1月江東区規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第3条第6項」を「第3条第4項」に、「第6条及び第7条」を「及び第6条」に改める。

第6条の見出し中「保育料又は」を削り、同条第1項中「保育料又は」を削り、「保育料減額免除申請書」を「延長保育料減額免除申請書」に改め、同条第2項中「保育料減額免除決定通知書」を「延長保育料減額免除決定通知書」に、「保育料減額免除不承認通知書」を「延長保育料減額免除不承認通知書」に改め、同条第3項中「保育料又は」を削る。

第8条第1項中「第1から別表第3まで」を削る。

別表C階層の項及びD階層の項中「保育料」を「延長保育料」に改め、同表C階層及びD階層の項中「18まで」を「17まで」に、「うえ」を「上」に改める。

別記第3号様式から別記第5号様式までの規定中「保育料」を「延長保育料」に改める。

別記第6号様式中「江東区こども未来部保育課」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年9月1日から施行する。  
(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区保育費用徴収条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区認定こども園及び家庭的保育事業等における保育費用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年8月29日

江東区長 大久保 朋 純

◎江東区規則第63号

江東区認定こども園及び家庭的保育事業等における保育費用に関する規則の一部を改正する規則

江東区認定こども園及び家庭的保育事業等における保育費用に関する規則(平成27年3月江東区規則第19号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項各号列記以外の部分中「認定こども園等」を「次に掲げる者に係る認定こども園等」に、「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」を「0円」に改め、同項第1号中「保護者 0円」を「保護者」に改め、同項第2号中「保護者 別表第1に定める額」を「保護者」に改め、同項第3号中「保護者 別表第2に定める額」を「保護者」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第6条中「別記第1号様式」を「別記様式」に改める。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

別表第1から別表第3までを削る。

別記第2号様式及び別記第3号様式を削り、別記第1号様式を別記様式とする。

附 則

この規則は、令和7年9月1日から施行する。

江東区建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年8月29日

江東区長 大久保 朋 純

◎江東区規則第64号

江東区建築基準法施行細則の一部を改正する規則

江東区建築基準法施行細則(昭和40年3月江東区規則第2号)の一部を次のように改正する。

別記第14号の13様式中「ブラインド」を「ブラインドボックス」に改める。

別記第14号の15様式中「第三面別紙」を「第三面」に改める。

別記第14号の16様式中「第三面別紙」を「第三面」に、「外皮に」を「外皮面積の合計に変更がなく、外皮に」に改める。

別記第14号の17様式中「外皮に」を「外皮面積の合計に変更がなく、外皮に」に改める。

別記第14号の18様式中

「 次のイ又はロのいずれかの変更に該当し、かつ、これ以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である場合

イ 外壁の平均熱貫流率について5%を超

えない増加 かつ窓の平均日射熱取得率について5%を超えない増加
・外壁の平均熱貫流率について5%を超えない増加の確認

を

次のイ又はロのいずれかの変更に該当し、かつ、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更
イ 外壁、屋根、外気に接する床若しくは窓の平均熱貫流率若しくは窓の平均日射熱取得率の増加(5%を超えない場合に限る。)又は減少
・外壁、屋根、外気に接する床の平均熱貫流率について5%を超えない増加の確認

に改め、「・窓の平均熱貫流率」の次に「又は窓の平均日射熱取得率」を加え、「熱源機器の平均効率について」を「熱源機器の平均効率の」に、「評価の対象となる室の用途ごとに、次のイ又はロのいずれかの変更に該当し、かつ、これ以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である場合」を「一次エネルギー消費量の算定対象となる室の用途ごとに、次のイ又はロのいずれかの変更に該当し、かつ、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更」に、「電動機出力について」を「電動機出力の」に、「計算対象床面積について」を「一次エネルギー消費量の算定対象となる床面積の」に、「駐車場」又は「厨房」である場合のみを「駐車場又は厨房である場合に限る。」に、「評価の対象となる室の用途ごとに、次の変更に該当し、かつ、これ以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である場合」を「一次エネルギー消費量の算定対象となる室の用途ごとに、単位床面積当たりの照明設備の消費電力の10%を超えない増加に該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更」に、「評価の対象となる湯の使用用途ごとに、次の変更に該当し、かつ、これ以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である場合」を「一次エネルギー消費量の算定対象となる湯の使用用途ごとに、給湯設備の平均効率10%を超えない低下に該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更」に、

次のイ又はロのいずれかの変更に該当し、かつ、これ以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である場合
イ 太陽電池アレイのシステム容量について2%を超えない減少

を

次のイ又はロのいずれかの変更に該当し、かつ、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更
イ 太陽電池アレイのシステム容量の2%を超えない減少

に、「パネル方位角について」を「パネル方位角の」に、「傾斜角について」を「傾斜角の」に改める。

別記第29号様式を次のように改める。

別記第29号様式(第50条関係)

## 定期報告概要書閲覧申込票

申込年月日	年 月 日				
申込者	住所				
	氏名				
閲覧目的					
	<u>※写しの交付の要否</u> : <input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要(閲覧のみ)				
報告対象建築物	所在地	江東区	丁目		
	建物名称				
	用途				
	階数	地上	階・地下		
	延べ面積	m <sup>2</sup>			
申込内容	報告種別	<input type="checkbox"/> 特定建築物	<input type="checkbox"/> 防火設備	<input type="checkbox"/> 建築設備	<input type="checkbox"/> 昇降機等
	報告年度	<input type="checkbox"/> 最新のもの			

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区建築基準法施行細則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

訓	令
---	---

## ◎江東区訓令甲第13号

府中一般  
出張所  
事業所

江東区職員の育児休業等に関する規程（平成20年4月江東区訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

令和7年8月20日

江東区長 大久保 朋果

第3条の見出し中「承認」を「承認等」に改め、同条第1項中「一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「全部又は一部」に改め、同条第4項中「第8号」の次に「。以下「勤務時間条例」という。」を加え、「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「部分休業の」を「前項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）」に改め、「、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定による部分休業の請求をしようとする職員は、育児休業条例第15条の3に定める期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における部分休業を請求するかを任命権者に申し出るものとする。

- (1) 1日につき2時間を超えない範囲内
- (2) 1年につき77時間30分を超えない範囲内

第3条に次の4項を加える。

6 第3項第2号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったときは、当該勤務時間の時間数について第2号部分休業を承認することができる。

7 勤務時間規程第8条において勤務時間条例の適用を受ける者の例によることとされる子育て部分休暇の承認を受けている職員については、第2号部分休業を承認することはできない。

8 第3項の規定による申出をした職員は、次に掲げる場合に限り、当該申出内容を変更（以下

「第8項変更」という。）することができる。

- (1) 配偶者が負傷又は疾病により入院した場合
- (2) 配偶者と別居した場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、第3項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことによりこの項の規定による変更をしなければ第3項の規定による申出をした職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める場合

9 第3項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあっては、その変更後のもの）において、第1項の規定による部分休業の請求をすることができる。

第4条の見出し中「部分休業の」の次に「申出及び変更並びに」を加え、同条第1項中「部分休業の」の次に「申出及び当該申出内容の変更並びに」を加え、同項ただし書中「部分休業承認請求書」を「部分休業簿」に改め、同条に次の1項を加える。

3 任命権者は、部分休業の申出内容の変更に係る請求があったときは、前条第8項各号に定める場合により子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該申出内容の変更をしようとする職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第6条第2項ただし書中「部分休業承認請求書」を「部分休業簿」に改める。

第7条第2項に次の1号を加える。

- (4) 部分休業をしている職員が第8項変更をしたとき。

別記第1号様式を次のように改める。

## 別記第1号様式(第4条関係)

## 部分休業簿

申出対象期間		年度	
所属		氏名	
1 請求に係る子		続柄等	
		生年月日	
2 申出		申出月日 月 日	申出の内容 (①又は②を記入)
			※申出の内容(変更後の内容も共通) ① 1日につき2時間を超えない範囲内(第1号部分休業) ② 1年につき条例で定める時間(10日相当)を超えない範囲内(第2号部分休業)
3 変更(第1回目)		変更月日 月 日	変更後の内容 (①又は②を記入)
			特別の事情の有無 (有又は無を記入)
3 変更(第2回目)		変更月日 月 日	変更が必要な事情 (①又は②を記入)
			係長 承認権者
4 備考			

(注)

- 1 申出、変更又は請求に当たつては、母子健健康手帳等を提示すること。  
2 第1号部分休業の承認の請求は別紙1、第2号部分休業の承認の請求は別紙2を用いること。

## 年度

整理番号	第1号部分休業の承認の請求をする期間					請求月日	承認者	係長	承認権者	出勤整理	備考
	月	日	月	日	毎日／曜日等						
1	月 日から	月 日まで	時 分から	時 分まで	時 分から	月 日					
2	月 日から	月 日まで	時 分から	時 分まで	時 分から	月 日					
3	月 日から	月 日まで	時 分から	時 分まで	時 分から	月 日					
4	月 日から	月 日まで	時 分から	時 分まで	時 分から	月 日					
5	月 日から	月 日まで	時 分から	時 分まで	時 分から	月 日					
6	月 日から	月 日まで	時 分から	時 分まで	時 分から	月 日					
7	月 日から	月 日まで	時 分から	時 分まで	時 分から	月 日					
8	月 日から	月 日まで	時 分から	時 分まで	時 分から	月 日					
9	月 日から	月 日まで	時 分から	時 分まで	時 分から	月 日					
10	月 日から	月 日まで	時 分から	時 分まで	時 分から	月 日					

(※職員は印の欄を記入の上、請求者の欄に署名又は押印する。)

## 年度 第2号部分休業の承認の請求の場合

整理番号	第2号部分休業の承認の請求をする期間				※ 請求時間数	※ 残時間数	※ 請求月日	承認者	第2号部分休業の時間数			時間 分
	月	日	時	間					係長	承認権者	出勤簿理整	
1	月 日から	月 日まで	時 分から	時 分まで	時間 分	時間 分	月 日	請求者				
2	月 日から	月 日まで	時 分から	時 分まで	時間 分	時間 分	月 日	請求者				
3	月 日から	月 日まで	時 分から	時 分まで	時間 分	時間 分	月 日	請求者				
4	月 日から	月 日まで	時 分から	時 分まで	時間 分	時間 分	月 日	請求者				
5	月 日から	月 日まで	時 分から	時 分まで	時間 分	時間 分	月 日	請求者				
6	月 日から	月 日まで	時 分から	時 分まで	時間 分	時間 分	月 日	請求者				
7	月 日から	月 日まで	時 分から	時 分まで	時間 分	時間 分	月 日	請求者				
8	月 日から	月 日まで	時 分から	時 分まで	時間 分	時間 分	月 日	請求者				
9	月 日から	月 日まで	時 分から	時 分まで	時間 分	時間 分	月 日	請求者				
10	月 日から	月 日まで	時 分から	時 分まで	時間 分	時間 分	月 日	請求者				

(※職員は印の欄を記入の上、請求者の欄に署名又は押印する。)

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年10月1日から施行する。  
(施行前の準備)
- 2 この規程による改正後の江東区職員の育児休業等に関する規程（以下「改正後規程」という。）第4条第1項の規定による部分休業の申出及び当該申出内容の変更並びに承認の請求は、この規程の施行の日前においても行うことができる。  
(経過措置)
- 3 改正後規程第3条第3項に掲げる範囲内において、この規程の施行の日から令和8年3月31日までの間における改正後規程第3条第3項の規定の適用については、同項第1号中「77時間30分」とあるのは、「38時間45分」とする。

## 告 示

## ◎江東区告示第349号

行旅死亡人について

下記の者は、令和7年7月21日午前10時0分頃、東京都江東区新木場二丁目地先12号地貯木場内にて死亡しているところを発見されました。遺体は身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管しております。

心当たりの方は、当区生活支援部保護第二課まで申し出ください。

令和7年8月14日

江東区長 大久保 朋 果  
記

- 1 死亡人 本籍・住所・氏名不詳、年齢30～40歳代（推定）、男性
- 2 特 徴 中肉、身長171cm

## ◎江東区告示第351号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、下記のとおり指定納付受託者を指定したので、江東区会計事務規則（昭和39年規則第13号）第42条の3第2項の規定に基づき告示する。

令和7年8月15日

江東区長 大久保 朋 果  
記

- 1 指定納付受託者の名称、所在地及び代表者の氏名  
名称 日本決済情報センター  
所在地 東京都港区虎ノ門3-8-27 巴町アネックス2号館5階  
代表取締役社長 村中 健一
- 2 指定年月日  
令和7年8月18日
- 3 指定の内容  
キャッシュレス決済を利用して江東区に納付されるリフレッシュひとつとき保育利用料の指定納付受託者

## ◎江東区告示第352号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、下記のとおり指定納付受託者を指定したので、江東区会計事務規則（昭和39年規則第13号）第42条の3第2項の規定に基づき告示する。

令和7年8月15日

江東区長 大久保 朋 純  
記

- 1 指定納付受託者の名称、所在地及び代表者の氏名

名称 日本決済情報センター  
所在地 東京都港区虎ノ門3-8-27 巴町アネックス2号館5階  
代表取締役社長 村中 健一

- 2 指定年月日

令和7年8月15日

- 3 指定の内容

キャッシュレス決済を利用して江東区に納付される児童館一時保育サービス利用料の指定納付受託者

- 5 サービスの種類  
地域密着型通所介護

#### ◎江東区告示第373号

介護保険法第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和7年9月3日

江東区長 大久保 朋 純  
記

- 1 介護保険事業所番号

1371211960

- 2 事業所の名称及び所在地

ドレミハウス世田谷デイサービス

東京都世田谷区給田4-20-8ガウディ  
11

- 3 事業者の名称、所在地及び代表者

ドレミハウス株式会社

東京都世田谷区給田4-20-8ガウディ  
11

代表取締役 福岡 欽也

- 4 指定年月日

令和7年9月1日

- 5 サービスの種類

地域密着型通所介護

#### ◎江東区告示第374号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の規定に基づく道路について、下記のとおり取消しをした。

なお、関係図面は、本区都市整備部建築課において縦覧に供する。

令和7年9月3日

江東区長 大久保 朋 純  
記

- 1 取消しに係る道路の種類

法第42条第2項の規定による道路

- 2 取消しの年月日

令和7年9月3日

- 3 取消しに係る道路の位置

江東区大島六丁目597番20の一部、597番21の一部、597番22の一部、597番25の一部、597番26、597番27の一部、597番29の一部、597番30の一部

- 4 取消しに係る道路の延長及び幅員

幅員4.00m 延長23.77m

#### ◎江東区告示第372号

介護保険法第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和7年9月3日

江東区長 大久保 朋 純  
記

- 1 介護保険事業所番号

1390800744

- 2 事業所の名称及び所在地

ほっとミルク住吉

江東区千田14-7早川ビル1階

- 3 事業者の名称、所在地及び代表者

HM江東住吉合同会社

中央区銀座2-6-5アサコ銀座ビル5F

代表社員 株式会社ほっとミルク

- 4 指定年月日

令和7年9月1日

## ◎江東区告示第375号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和60年10月江東区条例第28号）第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第15条第3項及び第23条第2項の規定により、当該自転車を処分する。

令和7年9月4日

江東区長 大久保 朋 穀

〔別紙省略〕

## 告示（教）

## ◎江東区教育委員会告示第11号

下記により、令和7年第8回江東区教育委員会定例会を招集する。

令和7年8月19日

江東区教育委員会

教育長 本多 健一郎  
記

1 日時 令和7年8月22日（金）

午前10時

2 場所 江東区役所

3 報告事項

(1) 朝の児童の居場所づくり事業について ほか

## ◎江東区教育委員会告示第12号

江東区文化財保護条例（昭和55年10月江東区条例第32号）第11条の規定に基づき、下記について江東区指定無形文化財の指定及び保持者認定を解除する。

令和7年9月2日

江東区教育委員会  
記

指定及び保持者認定の解除

1 無形文化財（工芸技術）

漆芸

江東区石島24-3

前田 仁

（令和6年9月5日死亡のため）

2 無形文化財（生活技術）

あめ細工

江東区東砂2-13-20-406

青木 喜

（令和7年2月10日死亡のため）

## ◎江東区教育委員会告示第13号

下記により、令和7年第9回江東区教育委員会定例会を招集する。

令和7年9月2日

江東区教育委員会  
教育長 本多 健一郎  
記

1 日時 令和7年9月5日（金）

午前10時

2 場所 江東区役所

3 議題

日程第1 議案第35号	令和6年度江東区一般会計歳入歳出決算に関する意見聴取	館の指定管理者の指定に関する意見聴取
日程第2 議案第36号	令和7年度江東区一般会計補正予算(第2号)に関する意見聴取	4 報告事項 (1) (仮称) 教育推進プラン・江東(第3期)策定に係るこどもからの意見聴取の実施結果についてほか
日程第3 議案第37号	江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取	5 協議事項 (1) 江東区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてほか
日程第4 議案第38号	江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則	
日程第5 議案第39号	江東区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則	
日程第6 議案第40号	江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	
日程第7 議案第41号	江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	
日程第8 議案第42号	江東区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	
日程第9 議案第43号	芭蕉記念館の指定管理者の指定に関する意見聴取	
日程第10 議案第44号	深川江戸資料館の指定管理者の指定に関する意見聴取	
日程第11 議案第45号	中川船番所資料	

## 告示（選）

## 告示（監）

## ◎江東区選挙管理委員会告示第37号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条第4号の規定により、江東区の選挙人名簿から、別紙のとおり12名を抹消した。

令和7年9月1日

江東区選挙管理委員会

[別紙省略]

## ◎江東区選挙管理委員会告示第38号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の40万を超える数の6分の1の数と40万の3分の1の数とを合算した数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和7年9月1日

江東区選挙管理委員会

- |   |         |
|---|---------|
| 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数                           | 8,678   |
| 2 選挙権を有する者の総数の40万を超える数の6分の1の数と40万の3分の1の数とを合算した数 | 138,979 |
| 3 選挙権を有する者の総数の6分の1の数                            | 72,312  |

## ◎江東区監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項、江東区監査基準（令和2年4月1日江東区監査委員訓令甲第1号）第17条の規定に基づき、令和7年度第1回定期財務監査の結果を別紙のとおり公表する。

なお、金子委員及び高村委員は、就任前のため、本監査には関与していない。

令和7年8月15日

江東区監査委員	松土英男
同	佐竹としこ
同	金子ひさし
同	高村きよみ

[別紙]

## 令和7年度第1回定期財務監査報告書

## 第1 監査の範囲

## 1 監査の対象施設

- (1) 男女共同参画推進センター
- (2) 清掃事務所
- (3) 教育センター
- (4) 江東図書館

## 2 監査の対象事項

令和6年度における財務に関する事務の執行状況及び施設の管理状況について

## 3 監査の実施期日

令和7年5月9日（金）から同月20日（火）まで（4日間）

## 第2 監査の手続

施設・事業概要調書等の資料の提出を求め、監査当日は、関係職員の説明を聴取しつつ、関係書類及び帳簿との照査突合を行うとともに、施設の内外についても必要と認める監査を実施した。

なお、施設の維持管理及び安全対策について重点監査項目として監査を実施した。

## 第3 監査の結果

監査対象施設の財務に関する事務及び施設管理は、法令等に従い、おむね適正かつ効率的に執行又は処理がされているものと認められ、重点監査項目の施設の維持管理及び安全対策についても、特に指摘する事項はないが、一部において不適正な事例があったので別項で意見を付す。

なお、監査の際に散見された誤記その他の事務上の軽微な誤りについては、関係部署に対し、口頭で改善を促した。

## 第4 監査委員意見

清掃事務所において、1日に約130名が

を利用する敷地内の雇上（委託）業者用休憩所  
が築50年以上経過している。災害時において  
ても収集事業に支障がないよう老朽化等への  
対応を早急に検討されたい。